

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、佐賀県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和6年11月6日

大町町農業委員会
会長 永尾 敏行



記

1 共有者不明農用地等の所在等

	共有者不明農用地等の所在・地番				地目	面積 (㎡)	設定しようとする 権利の種類	内容	始期	存続 期間	借賃	借賃の 相手方	方法
	市町	大字	字	地番									
1	大町町	大町	小通籠	7977	田	3,285	賃貸借権	米・麦・大豆	R7.4.1	6年	52,560円	尾形善明	口座振込
2	大町町	大町	一本黒木籠	901	田	1,197	賃貸借権	米・麦・大豆	R7.4.1	5年	16,758円	尾形善明	口座振込
3													
4													
5													

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

（1）機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

（2）機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

（3）事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

（4）機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

（5）機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、（2）～（5）については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること

（備考）

- 1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。
- 3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

法第22条の3第5号に基づく異議の申出書

年 月 日

大町町農業委員会会長 殿

住所：

氏名：

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第22条の3第5号の規定により、下記共有者不明農用地等の共有持分を有することを申し出るとともに、下記共有者不明農用地等に係る公示に対して異議があることを申し出ます。

記

1 共有者不明農用地等の所在等

	共有者不明農用地等の所在・地番				地目	面積 (㎡)
	市町	大字	字	地番		
1						
2						
3						
4						
5						

2 本申出の趣旨

3 権原を証する書類（別添）（※）

(1)

(2)

※ 権原を証する書類は、戸籍謄本等当該共有者不明農用地等について共有持分を有することを証する書類を添付願います。

（記載要領）

1 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

2 「本申出の趣旨」については、異議の具体的な内容について記載してください。

（備考）

1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

2 なお、異議については、必要事項が記載されていれば本様式によらず申し立てることが可能です。

利 用 権 設 定

印

印

通年

農用地利用集積計画書【集積計画一括方式】
(出し手→公社)

1 各筆明細

区分	① 新規	利用権の設定を受ける者「乙」	住所	佐賀県佐賀市八丁畷町8番1号	氏名	公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 島内 利昭
	2 再設定	利用権の設定をする者「甲」	住所	杵島郡大町町大字大町5942番地	氏名	尾形 善明 (尾形榮太郎 相続人代表)

権利を設定する土地 (A)							設定する権利 (B)							
番号	所在				地目	面積 (㎡)		利用権の種類	利用内容	始期	終期	存続期間 (年)	借賃(円)	
	市町	大字	字	地番		現況	賃料算定						10a 当り	年額
1	大町町	大町	小通籠	7977	田	3,285	3,285	賃借権	米・麦・大豆	R7.4.1	R13.3.31	6年	16,000	52,560
2	大町町	大町	一本黒木籠	901	田	1,197	1,197	賃借権	米・麦・大豆	R7.4.1	R13.3.31	5年	14,000	16,758
合計	筆数	2筆		面積	4,482㎡		賃借計	69,318円						

※借賃の支払方法

- 令和7年から令和12年までの毎年12月25日（金融機関が休日の場合は前営業日・支払い回数6回）に指定口座に振り込む。
- 物納の場合の受渡期限は、12月25日までとする。

ページ

1/1

担当農業委員等氏名

共通事項を了承し、この計画に同意する。また、転貸先は、利用権の設定を受ける者「乙」公益社団法人佐賀県農業公社に一任します。

利用権の設定を受ける者 氏名 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 島内 利昭 (同意日：令和 年 月 日)

利用権の設定をする者 (共有の場合代表者) 氏名 尾形 善明 (尾形榮太郎 相続人代表) (同意日：令和 年 月 日)

※同意日は、押印日を記入